

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 むつ市長 許可申請者 住所 氏名 電話		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 変 更	1 開発区域に含まれる地域の名称 (区域の地名・地番)	
	2 開発区域の面積(実測)	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者の住所及び氏名	
	5 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> 非自己用
	6 設計の内容	
	7 その他必要な事項	年 月 日 許可申請 申請代理者 住所 氏名 電話 盛土規制法対象 工事の該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 盛土規制法に係る { 中間検査の該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 定期報告の該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		

備考

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第2項の規定により、第12条第1項の許可を受けたとみなされた宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更は、本許可を受けることにより、同法第16条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第34条第2項の規定により、第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の計画の変更は、本許可を受けることにより、同法第35条第1項の許可を受けたものとみなされます。また、同法第27条第5項の規定により、同条第1項の届出をしたとみなされた当該区域内において行われる特定盛土等に関する工事の変更の計画は、本申請をすることにより、同法第28条第1項の特定盛土等に関する工事の計画の変更についても届出をしたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第76条第2項の規定により、第73条第1項の許可を受けたものとみなされた特定開発行為に係る変更は、本許可を受けることにより、同法第78条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 7 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。